

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住 所
①	三機工業株式会社	東京都中央区明石町8番1号
②	新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷二丁目4番地

- 2 指名停止措置期間 上記①の者 平成27年11月19日～平成28年2月18日（3箇月間）
 上記②の者 平成27年11月19日～平成28年5月18日（6箇月間）

- 3 指名停止措置の適用範囲 ①の者 茨城町が発注する建設工事等
 ②の者 茨城町が発注する建設工事及び物品調達等

4 事実概要

上記1に掲げる者は、公共の利益に反して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線消融雪設備工事について、不当な手段で取引競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年10月9日、公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令を受けた。

5 指名停止理由

①及び②の者

茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条別表第2第6号に該当すると認められる。

②の者

茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領第2条別表第2第4号に該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内
第4条第3項（指名停止の期間の特例） 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第4号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 関東区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）